

## 障害者差別解消支援地域協議会設置・運営暫定指針の論点に 対する御意見について

又村 あおい 委員

### 1 協議会を設置する趣旨

#### ① 以下の項目を明示することで良いか。

- i 国及び地方公共団体の機関等において、障害者差別解消支援地域協議会を組織することで、地域において障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止等を推進するためのネットワークを構築すること。
- ii 協議会においては、必要な情報の交換、障害者からの相談及び相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議、を行うこととする。
- iii 各構成機関等は、協議の結果に基づき、当該相談事例を踏まえ、差別解消のための取組を実施すること。

#### ② 他に趣旨において明示すべき視点は何か。

- i 本暫定指針の性質について
- ii 障害者差別を禁止する同趣旨の条例との関係について

・上記に掲げるもののほか、地域協議会に期待されること全般について御意見を御記入ください。

[意見]

- ★ 協議会において障害のある人からの個別の相談に対応するのは困難と思われませんが、いかがでしょうか。
- ★ 地公体が協議会を前向きに立ち上げることができるよう、役割の中に「地域内における好事例の収集」など、ポジティブアプローチで差別の解消を図る協議会のあり方も示すことができると良いと考えますが、いかがでしょうか。
- ★ ただし、平野先生もご指摘のとおり、市町村や相談支援事業所において相談すら受けてもらえないような事案が発生してしまった場合には、都道府県協議会（の事務局）において直接相談を受け付けることもありうると思いますが、いかがでしょうか。

### 2 協議会の基本的な仕組み

#### ① 協議会の組織

- i 地方公共団体の区域において協議会を組織できるとあるが、この地方公共団体の区域についてどのように考えるか。
- ii 都道府県の区域、市区町村の区域の双方で組織した場合に期待される機能や相互の関係性についてどのように考えるか。

・協議会を組織する単位や役割分担等について御意見を御記入ください。

[意見]

- ★ 私見では、県単位の協議会で個別の相談事例を協議することは困難と考えますので、可能であれば「市町村域協議会（もしくは市町村行政、国の地方事務所）」は個別相談の受け止めと集約・類型化、「都道府県協議会」は市町村などから寄せられた相談事例を基にした（総括的な）差別解消に向けた取組みの協議・・・という役割分担が適切と考えますが、いかがでしょうか。
- ★ 上記の役割分担を検証するため、モデル事業の実施に際しては、たとえば「神奈川県と平塚市」のような組み合わせで実施することも必要と考えますが、いかがでしょうか。

## ② 構成者

- i 協議会を構成する国の機関として参加が期待される機関はどこか。
- ii 地方公共団体で参加が期待される機関はどこか。
- iii その他、具体的にどのような構成員の参加が期待されるか。

・協議会を構成することが期待される機関について御意見を御記入ください。

[意見]

- ★ 国機関については、少なくとも都道府県労働局（障害者雇用促進法等との連携）、地方法務局（人権相談等との連携）、国交省地方整備局（ハード整備との連携・・・ただし、所管域が広すぎるか？）の参加が期待されると考えますが、いかがでしょうか。
- ★ 地公体については、機関としては少なくとも都道府県教育委員会（特別支援教育・学校との連携）、部局としては都道府県道等整備部局や公営住宅整備部局（道路や公営住宅との連携）の参加が期待されると考えますが、いかがでしょうか。
- ★ また、前ページでお示ししたような役割分担を検証するのであれば、市町村などから寄せられた相談事例を取りまとめることを前提に、都道府県の出先機関（地方振興局、都道府県地域総合センターなど）の参加が期待されると考えますが、いかがでしょうか。
- ★ その他として、多門先生もご指摘のとおり、障害当事者の参加（できれば障害特性ごとに1名ずつの参加）も必要と考えますが、いかがでしょうか。

### ③ 運営方法

- i 代表者会議や実務者会議などの階層別の会議体や部会を設ける必要はあるか。設けるとすれば何が期待されるのか。
- ii 地方公共団体のどの部局が庶務を担当することが望ましいか。
- iii 事務局機能として期待されるものはあるか。

・運営方法について御意見を御記入ください。

[意見]

- ★ 協議会が障害者差別に関する相談をダイレクトに受けるにせよ、集約・類型化するにせよ、協議会の実効性を高めるためには協議事項の整理と取捨選択が必要と思われるので、可能であれば、整理と取捨選択を行う「実務者会議」と、実際の差別解消方策を協議する「代表者会議」などのように階層別の会議を設けることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。
- ★ 理想的には、障害者差別の解消だけでなく、広く女性や児童、矯正施設等の出所者や外国籍住民などへの差別も解消を目指す観点に立ち、地公体の人権政策担当部署が庶務を担うことが望ましいと考えます。しかし、法律の位置付けが「障害者差別」に特化していることや、障害のある人からの差別にかかる相談を受け付ける可能性が高いのは障害者施策担当部署であることなどを考えると、都道府県の障害者施策担当部署が庶務を担うことが適当と考えますが、いかがでしょうか。
- ★ その際、事務局に求められる機能としては、一般的な会議開催にかかる事務局機能、障害者差別の解消にかかる方策の取りまとめ機能などに加えて、以下の役割が必要と考えますが、いかがでしょうか。
  - ・ 市町村等から寄せられた障害のある人からの差別にかかる相談案件（集約・類型化されているケースとされていないケースが想定されます）の取りまとめ
  - ・ 市町村等で受け付けてもらえなかった個別相談への対応

## 3 協議会と相談窓口等との関係について

### ① 相談窓口について

- i 新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図るうえで求められる視点について、どのように考えるか。
- ii 紛争の防止又は解決を図るために必要な相談体制の整備に当たって求められる事項は、どのようなものが考えられるか。
- iii 協議会の構成員でない相談窓口とどのように連携するか。

・協議会に事案を提供する相談窓口に期待される役割について御意見を御記入ください。  
〔意見〕

- ★ 既存の相談窓口において日々対応している相談案件の中から、障害者差別に当たると思われる事案を抽出する機能が期待されます。ただし、前述のとおり、それらの事案については「市町村域協議会（もしくは市町村行政、国の地方事務所）」は個別相談の受け止めと集約・類型化、市町村については都道府県の出先機関（地方振興局、都道府県地域総合センターなど）による中間集約・・・といったスキームを確立する必要があると考えますが、いかがでしょうか。
- ★ 差別解消法は拘束力をもって差別の解消を求めることができる規定がないため、基本的には、既存の相談窓口において障害者差別について実効性のある紛争の防止や解決を図ることは困難ではないでしょうか。その意味で、既存の相談窓口においては「相談を受けたものの解決できなかった事案」を記録して市町村域協議会（もしくは市町村行政、国の地方事務所）へ報告する役割を担っていただき、都道府県協議会において一般化した上で（多数・継続的・悪質な場合は個別でも可）差別の解消を図るための取組みを提言（勧告）する仕組みが穏当ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

## ② 協議の対象とする事案について

- i 法第5条に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備に関わる相談等については、情報共有の対象とするか。
- ii その他、法令、制度そのものに関わる相談の取扱いはどのようにするか。

・協議会が協議する事案についてどのようなものが考えられるか御意見を御記入ください。  
〔意見〕

- ★ いわゆる「合理的配慮」に関する相談や情報共有については、1ページでお示ししたとおり、「できていないことの批判」よりも「できていることの評価」という視点で取り上げることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。
- ★ 法令や制度そのものに対する相談については、障害者差別の一類型という捉え方も可能とは思いますが、財源問題や地域格差の性格が強いことから、取扱いが難しいところですが、相談者としては生活上の困り感を抱えて相談されているので、個別の解決は難しいことを前提に、既存の相談窓口から報告していただくことはありうると思いますが、いかがでしょうか。

## 4 協議会における情報の取扱いについて

### ○ 個人情報情報を協議会に提供する際の留意事項について

- i 本法と他の個人情報保護法令との関係はどのようになるか。
- ii 各機関から個人情報を提供する場合の留意事項はどのようなものが考えられるか。

・個人情報の取扱いについて留意すべきものについて御意見を御記入ください。

[意見]

- ★ 個人情報については、原則として協議会において個別の相談を受けていく前提ではないことから、特に留意する点はないと思われま。
- ★ ただし、事務局において市町村等で受け付けてもらえなかった個別相談への対応を行う場合には、個人が特定できないように加工した上で協議会へ資料提出するなどの留意は必要となります。

## 5 既存の協議会との関係

### ① 法律や条例に基づく協議会との関係

- i 障害者基本法に規定する「都道府県等における合議制の機関」との関係について
- ii 障害者総合支援法第89条の3に規定する「協議会」との関係について
- iii 地方公共団体が独自に定める障害者差別に関する条例で規定されている附属機関との関係について
- iv その他地方公共団体の条例で規定されている関連のある附属機関について

・ 地方公共団体が設置している障害者施策にかかわりの深い附属機関との関係について御意見を御記入ください。

[意見]

- ★ 地公体の負担を軽減する観点から、差別解消法の協議会は、可能な限り既存の方や条例等に基づく協議会を活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。
- ★ たとえば、都道府県で設置している総合支援法に基づく協議会に「差別解消部会」を新設し、これを差別解消法の協議会とする方法などが考えられます。
- ★ なお、すでに地公体で障害者差別に関する協議会等が設置されている場合には、その

組織を活用する方法も考えられます。

## ② 法律や条例に基づかないネットワーク

- ・各地域で活用されているネットワークのうち、連携が可能な又は活用が期待されるものはどのようなものが考えられるか。

## ③ 既存のネットワークとの関係

- i 障害者、家族等の当事者団体のネットワークとの関係について
- ii 障害福祉サービス事業者団体や福祉専門職団体等のネットワークとの関係について
- iii 医療・保健に関わる団体のネットワークとの関係について
- iv 教育、法曹、商工団体のネットワークとの関係について

・その他のネットワークの活用方法について御意見を御記入ください。

[意見]

- ★ 障害のある人からの相談を受ける頻度が高いと思われる相談支援専門員が組織する「相談支援専門員協会」（ただし、組織化されていない地域あり）や、障害者支援事業所を運営している事業所の協議会、都道府県・市町村の社会福祉協議会などとの連携が考えられます。
- ★ また、障害当事者団体や教育、法曹、商工団体等との連携も重要と思われます。これらの団体については、協議会の構成メンバーとして協議に参画していただくとともに、定期的なヒアリングを行うことで実態把握が可能になると考えますが、いかがでしょうか。